令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この要綱は、学童をはじめとする通行人の安全を確保し、人身事故を未然に防止するため、自宅から庄内町地域防災計画(令和3年改訂)に定める指定緊急避難場所又は指定避難所に通ずる道路(第4条において「避難路」という。)に面し、地震等の自然災害により倒壊の危険性が高いブロック塀等を撤去する者に対し、予算の範囲内で令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、レンガ造、石造等により構成された組積造による塀(基礎部分、笠木及び控え壁を含む。)をいう。
 - (2) 工事 ブロック塀等を撤去及び処分する工事をいう。 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付対象となる者は、工事を行う者で次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
 - (1) ブロック塀等の存する敷地の所有者又はその所有者と同一世帯に属する者である こと。この場合において、ブロック塀等が他人の所有する土地の敷地にある場合は、 工事についてその所有者の承諾を得ていること。
 - (2) 工事の施工に当たり町内業者(庄内町商工会に加入し、町に法人の町民税を納付している法人又は庄内町商工会に加入している個人事業者をいう。)と請負契約を締結する者又は請負契約と同等の契約を締結する者であること。
 - (3) 工事を行う者及びその者と同一世帯に属する者全員が町税等(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。

(補助対象工事)

- 第4条 補助金の交付対象となる工事(第7条において「補助対象工事」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する工事とする。
 - (1) ブロック塀等が、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 町内に存し、避難路に面するブロック塀等であること。
 - ロ 避難路の路面からの高さ (ブロック塀等に基礎及び擁壁がある場合にあってはその高さを含む。) が1メートル (擁壁上に設置されている場合にあっては60センチメートル) を超えるもので、町長が実施するブロック塀等実地調査において危険度が改善又は撤去の必要があると判定されたものであること。
 - (2) 工事後に新たにブロック塀等を設置するものでないこと。
 - (3) 公共工事等による移転、建て替え等の補償の対象となっていないものであること。
 - (4) この要綱又は町長が別に定める要綱等に基づく補助金等の交付対象となっていないものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、工事に要する経費の3分の2又はブロック塀等の延長(控え壁にかかる部分を含む。)1メートル当たり3万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、15万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

- 第6条 規則第4条に規定する交付申請書は令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、工事に着手する前に町長に提出しなければならない。
 - (1) ブロック塀等の位置図、平面図、立面図
 - (2) 工事見積書の写し
 - (3) 工事に係る請負契約書の写し又はこれと同等の書類の写し
 - (4) 工事着工前の写真
 - (5) ブロック塀等の敷地が他人の所有する土地である場合は、当該所有者の承諾書 (様式第2号)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類 (交付の条件)
- 第7条 規則第6条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号。次項において「変更等申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 変更後の内容が分かる書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、変更等申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金変更交付(中止・廃止)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 規則第6条第2項の規定により町長が付する条件は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令を遵守し、これらの法令に定める所定の申請等を適切に行うこととする。

(交付決定)

第8条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和6年度庄内町ブロック塀 等撤去支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条に規定する実績報告書は令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金実績報告書(様式第6号)によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、令和7年1月末日までに、町長に報告しなければならない。
 - (1) 工事費用に係る領収書の写し
 - (2) 工事の完成写真
 - (3) 相手方登録申出書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和6年度庄内町ブロック塀等 撤去支援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第11条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
 - (1) 建築基準法その他の法令を遵守しないとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(表)

年 月 日

庄内町長宛

申請者 住所 氏名 電話

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付申請書

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金を下記のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助申請額

円

2 工事概要

工事場所		
ブロック塀等の 所 有 者	□申請者本人 □親族(氏名 申請者との続柄) □賃借人(所有者氏名) (所有者住所)	
撤去するブロック塀等の概	構 造 □ブロック塀 □石造 □レンガ造 □その他 ()	
要及び延長による額	延 長 m×30,000円= 円	
見積による額	見積金額 円×2/3= 円	
工事施工者	住所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 電話	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
備考		

(注) 見積金額は、撤去に係る処分費用を含む。

2 添付書類

- (1) ブロック塀等の位置図、平面図、立面図
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 工事に係る請負契約書又はこれと同等の書類の写し
- (4) 工事着工前の写真
- (5) ブロック塀等の敷地が他人の所有する土地である場合は、当該所有者の承諾書
- (6) その他(

同 意 書

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金の補助対象者の要件を審査するため、私及び私の世帯員の税務資料を閲覧することに、同意します。

年 月 日

申請者 住 所 氏 名

生年月日 年 月 日

承 諾 書

ブロック塀等の所在地		い 所在地		
申請	⇒主	青 者	住 所	
	捐		氏 名	

私は、上記の令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金の交付の申請に当たり、補助金の交付対象となる工事の実施を予定しているブロック塀等は私の所有する土地に存するものであるため、申請者が当該工事を行うことについて承諾します。

年 月 日

庄内町長宛

土地の所有者 住 所 氏 名

年 月 日

庄内町長宛

申請者 住所 氏名 電話

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金変更(中止・廃止)承認 申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄 内町ブロック塀等撤去支援事業補助金について、下記のとおり変更(中止・廃止)したい ので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を添 付して申請します。

記

- 1 変更 (廃止) 予定年月日 (中止予定期間)
- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 変更の内容
- 4 交付決定額 円
- 5 変更(中止・廃止)後の交付申請額 円
- 6 添付書類
 - (1) 変更後の内容が分かる書類
 - (2) その他(

第 号 年 月 日

様

印 庄内町長

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金変更交付(中止・廃止) 決定通知書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を通知した令和6年度庄内町 ブロック塀等撤去支援事業補助金について、 年 月 日付けの変更(中止・ 廃止) 承認申請に基づき、令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱第7 条第2項の規定により下記のとおり変更交付(中止・廃止)を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円 円
- 2 変更(中止・廃止)後の交付決定額
- 3 交付の条件

 第
 号

 年
 月

 日

様

庄内町長即

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、補助の目的以外に使用してはならない。
 - (2) ブロック塀等の撤去工事の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、 令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書を 提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
 - (3) 建築基準法その他の法令を遵守しなければならない。

年 月 日

庄内町長宛

申請者 住所 氏名 電話

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和6年度庄 内町ブロック塀等撤去支援事業補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 13条の規定により、その実績について下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

- 1 工事場所
- 2 工事期間 年 月 日 \sim 年 月 日
- 3 工事費 円
- 4 添付書類
 - (1) 工事費の領収書の写し
 - (2) 工事の完成写真
 - (3) 相手方登録申出書
 - (4) その他(

 第
 号

 年
 月

 日

様

庄内町長印

令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和6年度庄内町ブロック塀等撤去支援事業補助金に対する交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の確定額

円